

令和4年5月12日
三原市生活環境課

水源保全関連条例に関する意見交換会 配布資料

1 水源保全関連条例の分類

- ・規制内容で分類すると、立地規制型と排出規制型の2種類がある。

(1) 立地規制型

- ・処分場、事業場等の立地を規制するもの

(2) 排出規制型

- ・稼働後の処分場、事業場等からの排水を規制するもの

2 市の見解

- ・廃棄物処理法等の法の趣旨を踏まえた場合、最終処分場等の立地を規制する条例は難しい。
- ・排出を規制する場合でも、法律の排出基準を超える条例は難しい。

3 検討の方向性

(1) 目的

- ・将来にわたり、本市の水源を保全する。

(2) 対象施設の例

- ・水質汚濁防止法に規定された特定施設を設置する工場又は事業場
- ・広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則に規定する施設
- ・廃棄物処理法に規定された廃棄物処理施設を設置する工場又は事業場

(3) 検討課題

- ・条例の内容
- ・市の役割